

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月22日
【会社名】	株式会社 タムラ製作所
【英訳名】	TAMURA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 直樹
【本店の所在の場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978 - 2031
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 経営管理本部長 橋口 裕作
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978 - 2031
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 経営管理本部長 橋口 裕作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年12月22日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社タムラサーマルデバイスとの間で、当社を合併存続会社、株式会社タムラサーマルデバイスを合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社タムラサーマルデバイス
本店の所在地 : 埼玉県狭山市広瀬台二丁目3番1号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 岩見 雄介
資本金の額 : 348百万円(平成26年3月31日現在)
純資産の額 : 435百万円(平成26年3月31日現在)
総資産の額 : 696百万円(平成26年3月31日現在)
事業の内容 : 電子部品の製造・販売等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高(百万円)	966	1,068	1,162
営業利益又は営業損失() (百万円)	18	32	20
経常利益又は経常損失() (百万円)	31	1	36
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	117	8	28

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社タムラ製作所 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 : 当社は、株式会社タムラサーマルデバイスの発行済株式の全てを保有しております。

人的関係 : 当社は、株式会社タムラサーマルデバイスに対し役員の派遣を行っております。

取引関係 : 当社は、株式会社タムラサーマルデバイスとの間で営業取引、金銭消費貸借取引及び不動産賃貸借取引を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

本合併は、2013年度から始まった中期3ヶ年経営計画「**Biltrite Tamura**」に掲げる基本方針である利益重視を徹底した構造改革の一環として、当社に再編・集約することにしたものであります。

当社の連結子会社である株式会社タムラサーマルデバイスは、電子部品関連事業の製品である温度ヒューズの製造販売を主要業務としております。地域的にも近距離である電子部品事業本部(埼玉県坂戸事業所)へ移転し経営統合することにより、競争力の一層の強化及び経営の効率化・企業体質強化を図ることを目的として、当社が株式会社タムラサーマルデバイスを吸収合併することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社タムラサーマルデバイスは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社タムラサーマルデバイスの全株式を保有しており、本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払はありません。

その他の合併契約の内容

合併契約の内容については(6)「合併契約書」をご参照下さい。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社タムラ製作所
本店の所在地 : 東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 田村 直樹
資本金の額 : 11,829百万円
純資産の額 : 未定
総資産の額 : 未定
事業の内容 : 電子部品、電子化学材料・実装装置、情報機器の製造・販売等

(6) 合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書

株式会社タムラ製作所（以下「甲」という。）と株式会社タムラサーマルデバイス（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社タムラ製作所
本店 東京都練馬区東大泉一丁目19番43号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社タムラサーマルデバイス
本店 埼玉県狭山市広瀬台二丁目3番1号

第2条 甲は、本合併に際し、新たな株式を発行せず、合併交付金その他の対価の支払いを為さないものとする。

第3条 甲の資本金は合併により増加しないものとする。甲の資本準備金の額に関する事項は、会社計算規則（平成十八年二月七日法務省令第十三号）に従い、甲が定める。

第4条 効力発生日は、平成27年4月1日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続きが遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条 乙は、平成27年3月31日時点における貸借対照表、その他当該同日における計算書を基礎とし、適正な帳簿価額を算定し、資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

第7条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

2 勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第8条 甲と乙は、本合併契約書につき承認を得るため、本契約締結の日までに、それぞれ取締役会の承認決議を得るものとする。

第9条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議のうえ、本契約を変更し又は解除することができる。

第10条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

第11条 本契約は関係官庁の認可を受けることができない場合又は甲乙各々機関決定を要する場合、当該の承認を得ることができない場合には、その効力を失うものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成26年12月22日

(甲) 東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
株式会社 タムラ製作所
代表取締役社長 田村 直樹

(乙) 埼玉県狭山市広瀬台二丁目3番1号
株式会社 タムラサーマルデバイス
代表取締役社長 岩見 雄介

以上